

ボーナスカット共同訴訟（Ⅱ）控訴審

不当判決に対する抗議声明

大阪高等裁判所は9月6日、平成30年（ネ）第1069号賃金請求控訴事件に対して、「本件控訴を棄却」するという不当判決を下した。

本件は、大阪地方裁判所で大阪第二運輸所分会の山口敏明さん、前田稔さん、大阪仕業検査車両所分会の島津力さんの3名が共同本人訴訟として、ボーナスの減額には理由がないとして、非違行為の存否について争われたが、原告の主張は認められず大阪地方裁判所が不当判決を言い渡したため、原告3名は判決を不服として平成30年4月5日に、大阪高等裁判所へ控訴し係争してきた事件である。

大阪高等裁判所では、管理者らの注意指導は一方的な報告であり客観的な証拠がないこと、さらに、管理者らの注意指導の間違いや虚偽、事実と違った内容の報告が行われていることを訴えてきた。

しかし、大阪高等裁判所は、「控訴人らの本人尋問における供述や各管理者に対する反対尋問の内容を踏まえても、本件メモの記載内容に特に疑いを抱かせる点はなく、本件メモの信用性は十分に認められる。」「本件メモの基礎となった手控えが破棄され、証拠として提出されていないからといって、本件メモの信用性が否定されるものではない。」とし、原判決は相当であるとしている。しかし、全ての管理者が重要な証拠となる手控えを破棄していることから客観的に事実を証明できる証拠はなく、本件メモの証拠力の評価が著しく不合理であり、事実認定、証拠力の評価が適切であることを合理的に説明がされていない不当な判決である。

私たちは、この不当判決に対して怒りをもって強く抗議する。

私たちは、裁判には敗訴したが、この間の裁判闘争を通じて多くの成果を勝ち取ってきた。それはボーナスカットゼロを実現したことであり、法廷闘争と職場闘争を結合させて組織の強化を勝ち取ってきたことである。

私たちは、この間の闘いで培った経験と教訓を、今、闘いのただ中である「年休裁判」、「欠勤損賠本人訴訟」へつなげ、会社からの不当な攻撃を通じた強権的な職場支配体制を許さず職場からの闘いをさらに展開していく。

2018年9月7日

J R 東海労働組合中央本部
新幹線関西地方本部
大阪第二運輸所分会
大阪仕業検査車両所分会